

下関市立大学附属地域共創センター運営規程

平成 20 年 3 月 6 日

規 程 第 1 3 号

改正 平成 23 年 3 月 1 日規程第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 1 9 年規則第 1 号）第 9 条の規定に基づき、下関市立大学附属地域共創センター（以下「地域共創センター」という。）の管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域共創センターの目的)

第 2 条 地域共創センターは、職員と学生が下関を中心とする地域（以下「地域」という。）の住民と協働する機会を創り出し、地域が伸張発展し、安全で安心にして豊かな生活圏たりえるよう下関市立大学（以下「本学」という。）が地域と連携する活動を促すことを目的とする。

(業務)

第 3 条 地域共創センターは、前条の目的を達成するため次に掲げる業務を行なう。

- (1) 地域の経済、歴史及び文化に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 地域の史資料と情報の集積及び提供に関すること。
- (3) 地域の住民を対象とした教育プログラムの企画及び実施に関すること。
- (4) 本学が地域に寄与するために行なう事業の総体の管理に関すること。
- (5) その他地域貢献の推進に関すること。

(部門の設置)

第 4 条 地域共創センターに、前条の業務を行うため、次に掲げる部門を置く。

- (1) 地域調査研究部門
- (2) 地域教育活動部門
- (3) アーカイブ部門

2 前項に規定する部門の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第 5 条 地域共創センターに、下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成 1 9 年規程第 3 号）第 7 条第 1 項に規定する地域共創センター長（以下「センター長」という。）のほか、副センター長、部門長その他必要な職員を置く。

2 副センター長は、第 4 項に規定する部門長の中からセンター長が指名する。

3 副センター長は、センター長を助け、特に命じられた業務を処理する。

4 部門長は、前条第 1 項に規定する部門ごとに置き、センター長の指名する教員をもって充てる。

5 部門長は、所属する部門の業務全般を統括する。

6 部門長の任期は、2年とする。

(運営委員会)

第6条 地域共創センターの運営に関する事項を審議するため、地域共創センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会について、必要な事項は別に定める。

(委嘱研究員)

第7条 第3条の業務を行うため、第4条第1項に規定する各部門に、委嘱研究員を置くことができる。

2 委嘱研究員は、各部門の構成員と共同して、各部門に係る業務を行う。

3 委嘱研究員は、各部門長の推薦をもって委員会の承認を経て、学長が委嘱する。

4 委嘱研究員の任期は、2年以内とし、再任を妨げないものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委嘱研究員の申請手続き等必要な事項は、別に定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、地域共創センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 下関市立大学附属産業文化研究所規程（平成19年規程第56号）は、廃止する。

3 この規程の施行の日以後最初に選任される第7条6号の委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成23年3月1日規程第9号）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 下関市立大学附属地域共創センター地域調査研究部門（産業文化研究所）運営規程（平成20年規程第14号）

(2) 下関市立大学附属地域共創センター地域教育活動部門運営規程（平成20年規程第15号）